



佐賀県公報

平成19年
4月27日
(金曜日)
第12897号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(五一・地域福祉課)	二
◎佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(五二・生産者支援課)	二
告 示		
○保安林予定森林	(二三三・森林整備課)	三
○指定施業要件変更予定保安林	(二三四・)	三
公 告		
○大規模小売店舗の変更に関する公示	(商工課)	四
○土地改良区役員の退任届	(農地整備課)	五
○土地改良区役員の就任届	()	五
○土地改良区役員の就任届	()	六
○土地改良区の定款変更認可	()	六
○清算法人新堤土地改良区清算人の就任届	()	六
○公印の登録抹消	(総務法制課)	六
○公印の登録	()	七
人事委員会事項		
◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	(規則・一二)	七
◎特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則	()	八
◎佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	()	八

公安委員会事項

○警備員指導教育責任者講習の実施

(公告) 九

○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習の実施

() 二〇

海区漁業調整委員会事項

○漁業法に基づく公聴会の開催

(公告) 三

公布された規則のあらまし

○社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第五

一号)

1 生活福祉資金貸付事業(要保護世帯向け長期生活支援資金に限る。)に対して助成の決定をする際に付する条件を定めることとした。(第五条及び別表第三関係)

2 助成の対象とする生活福祉資金貸付事業の資金の種類のうち、住宅資金を福祉資金に統合することとした。(別表第一関係)

3 学校教育法の改正に伴い、盲学校、ろう学校及び養護学校を特別支援学校に改めることとした。(別表第一関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第五二号)

1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令の改正に伴い、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書の添付書類を追加することとした。(様式第一号関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第五十一号

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(昭和四十一年佐賀県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「長期生活支援資金」の下に「及び要保護世帯向け長期生活支援資金」を加え、同項第一号中「及び住宅資金(災害による被災世帯の住宅の補修等に必要なもので災害援護資金と重複して貸し付けるものを除く。)」を削り、同項第七号中「住宅資金」を削り、同条に次の一項を加える。

3 知事は、生活福祉資金貸付事業(要保護世帯向け長期生活支援資金に限る。)に対して助成の決定をするに際しては、前条、第一項第五号及び第八号並びに前項第三号から第五号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 貸付けの決定に際しては、第一項第一号に規定する貸付審査等運営委員会に諮ること。
- 二 貸付限度額、貸付金の交付方法及び償還方法は、別表第三に定めるところによること。

別表第一中

福祉費	500,000円	措置期間経過後3年以上
-----	----------	-------------

を

福祉費	500,000円(住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、若しくは保全し、又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅(以下「公営住宅」という。)を譲り受けるのに必要な場合は、2,500,000円)	措置期間経過後3年以上(住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、若しくは保全し、又は公営住宅を譲り受けるのに必要な貸付けについては、措置期間経過後7年以内)
-----	--	---

改め、同表の住宅資金の項を削り、同表の修学資金の修学費の項の貸付金額の限度の欄の第一号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」や「特別支援学校」に改め、同表の備考の1及び2中「住宅資金」を削る。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第3(第5条関係)

貸付限度額	貸付金の交付方法	貸付金の償還方法
根拠当権設定対象土地の評価額の7割(集合住宅の場合は、5割)を標準として社協会長が定める額	原則として、1月当たりの貸付金は当該世帯の貸付基本額の範囲内で社協会長及び借入申込者が契約により定められた額とし、1月ごとに交付すること。	償還期限(貸付契約終了の日)に一括償還すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第五十二号

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十六年佐賀県規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の三の表の注に次のように加える。

- 4 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第二百三十三号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

三養基郡基山町大字園部字鞍懸四二七〇の八、四三二二の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び基山町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

●佐賀県告示第二百三十四号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年八月十五日農林水産省告示第四百六十三号の二、昭和五十八年九月二十八日農林水産省告示第七百三十二号、昭和五十八年十月十五日農林水産省告示第八百五十六号の二、平成六年五月二十五日農林水産省告示第八百六十二号

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年4月27日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスト電器唐津バイパス店
唐津市鏡3699番地1号

(2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時間

(イ) 株式会社ベスト電器

(変更前) 午前10時から午後9時まで

(変更後) 変更なし

(イ) 株式会社ベストファミリー

(変更前) —

(変更後) 24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後) 24時間

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(イ) 荷さばき施設No.1

(変更前) 午前6時から午後10時まで

(変更後) 変更なし

(イ) 荷捌き施設No.2

(変更前) 午前6時から午後10時まで

(変更後) 24時間

(3) 変更する年月日

平成19年6月1日

(4) 変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び

(イ) に法人にあつては代表者の氏名

(イ) 株式会社ベスト電器

代表取締役 有蘭憲一

福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号

(イ) 株式会社ベストファミリー

代表取締役 有蘭憲一

福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,410平方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

建物西側 124台

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

建物西側 (駐輪場No.1) 14台

建物西側 (駐輪場No.2) 11台

合計 25台

(イ) 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 (荷さばき施設No.1) 51.5平方メートル

建物西側 (荷さばき施設No.2) 18.0平方メートル

合計 69.5平方メートル

(イ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 建物南側 13.1立方メートル
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 敷地北側 1箇所
 敷地南側 1箇所
 合計 2箇所

2 届出年月日
 平成19年4月3日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年4月27日から
 平成19年8月26日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、川上南部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成19年4月27日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏名	住所	退任年月日
監事	西田 一郎	佐賀市大和町大字久留間3427番地	平成19年2月19日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、神埼町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年4月27日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	八谷 臨	神埼市神埼町尾崎1216番地	平成19年3月30日退任
"	嘉村 正治	" 田道ヶ里61番地	"
"	原岡 秀夫	" 城原949番地	"
"	松本 茂幸	" 本堀936番地2	"
"	八谷 実	" 永歌250番地	"
"	佐藤 泰弘	" 竹313番地1	"
"	梅野 基	" 城原3954番地	"
"	金丸 勝勇	" 的1122番地	"
"	八谷 静夫	" 永歌2131番地1	"
"	糸山 初夫	" 本堀1395番地	"
"	香月喜一郎	" 2660番地	"
"	埜口 勝教	" 横武1421番地	"
"	牟田 義文	" 本告牟田1424番地	"
"	牟田 光吾	" 姉川949番地	"
"	嘉村 敏春	" 竹1228番地1	"
"	野田 輝	" 鶴2816番地1	"
"	森 國秀	" 志波屋2170番地	"
"	宮島 優	" 的1230番地	"

監事	松本 明	"	志波屋1243番地	"
"	大坪喜代次	"	本堀894番地	"
"	福井 政雄	"	姉川250番地	"
理事	八谷 臨	"	尾崎1216番地	平成19年3月31日就任
"	吉村 正勝	"	田道ヶ里1986番地	"
"	中島 博文	"	城原695番地	"
"	松本 茂幸	"	本堀936番地2	"
"	齋藤 成利	"	永歌1275番地	"
"	田中 武	"	本堀1172番地	"
"	埜口 勝教	"	横武1421番地	"
"	牟田 義文	"	本告牟田1424番地	"
"	執行 祐次	"	姉川1473番地	"
"	佐藤 泰弘	"	竹313番地1	"
"	佐藤 元敏	"	志波屋116番地	"
"	平田 勝見	"	鶴2274番地	"
"	宮島 岩夫	"	的823番地2	"
"	糸山 初夫	"	本堀1395番地	"
監事	坂井 文治	"	城原2313番地2	"
"	馬場崎安則	"	横武386番地4	"
"	八谷 実	"	永歌250番地	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、久保泉土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成19年4月27日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	緒方 昭寿	佐賀市若宮二丁目9番9号	平成19年4月1日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大詫間土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成19年4月27日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	西村美知男	佐賀郡川副町大字早津江津53番地1	平成19年3月27日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年4月19日土井外坂口土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年4月27日

佐賀県知事 古 川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人新堤土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨届出があった。

平成19年4月27日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
清算人	吉岡 良之	杵島郡江北町大字惣領分3576番地3	平成19年3月23日

次の公印は、平成19年3月31日限りでその登録を抹消しました。

平成19年4月27日

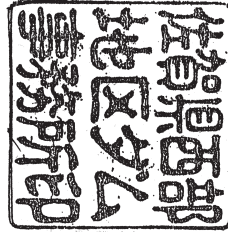
佐賀県知事 古 川 康



佐賀県西部地区ダム事務所長印



佐賀県西部地区ダム事務所出納員印



佐賀県西部地区ダム事務所印



登記専用佐賀県知事印
西部地区ダム事務所

次の公印は、平成19年4月1日をもって登録しました。

平成19年4月27日

佐賀県知事 古川 康



佐賀県ダム管理事務所長印



佐賀県ダム管理事務所出納員印



佐賀県ダム管理事務所



登記専用佐賀県知事印
ダム管理事務所

○ 人事委員会事項

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十七日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第十二号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「次の各号に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、各号を削る。

第十条の三第二項中「同号に定める期間に係る最後」を「次のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「地公法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 地公法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。

- 二 長期間の研修等のために旅行をすること。
- 三 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- 四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- 五 その他人事委員会の定める事由が生ずること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

特勤勤務手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十七日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十三号

特勤勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等支給規則（昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「報告」を付し、同条中「任命権者」を「前項に定める場合のほか、任命権者」に、「特勤公署又は準特勤公署」を「特勤公署等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

任命権者は、特勤公署又は準特勤公署（以下この条において「特勤公署等」という。）が移転する場合、特勤公署等の名称が変更される場合その他人事委員会の定める場合には、速やかに、その旨及びその内容を人事委員会に報告するものとする。

第九条に見出しとして「補則」を付する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十七日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十四号

佐賀県職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十七の1大学卒の六大学4卒の項の⑥中「及び第10条」を削り、同表の2短大卒の二短大2卒の項の⑥中「独立行政法人農業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。）」に改め、「昭和36年11月30日以前における旧農業技術研究所若しくは旧農業試験場」を削り、同項の⑦を次のように改める。

(7) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）及び海技課程専修科（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校（旧海員学校を含む。以下同じ。）専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業

別表第十七の2短大卒の二短大2卒の項中⑧を削り、⑥を⑨とし、⑩を⑥とし、⑪を⑩とし、⑫を⑪とし、⑬を⑫とし、⑭を⑬とし、⑮を⑭とし、⑯を⑮とし、⑰を⑯とし、⑱を⑰とし、⑲を⑱とし、⑳を⑲とし、㉑を⑳とし、㉒を㉑とし、㉓を㉒とし、㉔を㉓とし、㉕を㉔とし、㉖を㉕とし、㉗を㉖とし、㉘を㉗とし、㉙を㉘とし、㉚を㉙とし、㉛を㉚とし、㉜を㉛とし、㉝を㉜とし、㉞を㉝とし、㉟を㉞とし、㊱を㉟とし、㊲を㊱とし、㊳を㊲とし、㊴を㊳とし、㊵を㊴とし、㊶を㊵とし、㊷を㊶とし、㊸を㊷とし、㊹を㊸とし、㊺を㊹とし、㊻を㊺とし、㊼を㊻とし、㊽を㊼とし、㊾を㊽とし、㊿を㊾とし、第10条を削り、同項中

「独立行政法人海員学校」及び「独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科(旧独立行政法人海員学校本科)」並びに「独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科(旧独立行政法人海員学校本科)」を含むものとし、この旨とする。

佐賀県
 佐賀県公安委員会

○ 公安委員会事務

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施します。

平成19年4月27日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

1 講習に係る警備業務の区分及び期日

(1) 区分

ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)

イ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。)

(2) 期日

ア 1号警備業務

平成19年6月11日(月曜日)から平成19年6月18日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の6日間(各日とも午前8時から午後5時30分まで)

イ 4号警備業務

平成19年6月11日(月曜日)から平成19年6月15日(金曜日)までの5日間(各日とも午前8時から午後5時30分まで)

2 実施場所

株式会社かわでん九州工場研修施設(佐賀市大和町大字川上4583番地1)

3 受講対象者

受講申込時において、警備業務の区分(1の(1)の警備業務の区分をいう。以下同じ。)に応じ、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

(1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 受講定員

(1) 1号警備業務

<p>10人(予定。先着順とする。)</p> <p>(2) 4号警備業務 10人(予定。先着順とする。)</p> <p>5 受講申込期間、申込先等</p> <p>(1) 申込期間 平成19年5月7日(月曜日)から平成19年5月11日(金曜日)までの午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 申込先及び方法 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課(住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)へ持参していただく。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書</p> <p>イ 前記3の受講対象者に該当することを証明する次に掲げる書面</p> <p>(イ) 前記3の(1)に該当する者は、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等が作成する書面及び履歴書</p> <p>(ロ) 前記3の(2)に該当する者は、検定期則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し</p> <p>(ハ) 前記3の(3)に該当する者は、検定期則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面</p> <p>(ニ) 前記3の(4)に該当する者は、旧検定期則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し</p> <p>(ホ) 前記3の(5)に該当する者は、旧検定期則第1条第2項に規定する2</p>	<p>級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面</p> <p>6 講習手数料等</p> <p>(1) 講習手数料は、1号警備業務が47,000円、4号警備業務が34,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。</p> <p>7 講習の委託 この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に委託して行います。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 持参する物 講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。</p> <p>(2) 問い合わせ先 佐賀県警察本部生活安全企画課(電話代表0952-24-1111 内線3033・3034)又は社団法人佐賀県警備業協会(電話代表0952-22-0954)</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)及び附則第2条の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習」という。)を次のとおり実施します。</p> <p>平成19年4月27日</p> <p>佐賀県公安委員会</p>
---	--

委員長 内 田 健	者
<p>1 講習に係る警備業務の区分及び期日</p> <p>(1) 区分</p> <p>ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)</p> <p>イ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。)</p> <p>(2) 期日</p> <p>ア 1号警備業務</p> <p>平成19年6月14日(木曜日)から平成19年6月18日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の3日間(各日とも午前8時から午後5時30分まで)</p> <p>イ 4号警備業務</p> <p>平成19年6月14日(木曜日)及び平成19年6月15日(金曜日)の2日間(各日とも午前8時から午後5時30分まで)</p> <p>2 実施場所</p> <p>株式会社かわでん九州工場研修施設(佐賀市大和町大字川上4583番地1)</p> <p>3 受講対象者</p> <p>(1) 追加取得講習</p> <p>受講申込時において、1号警備業務又は4号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者(警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者を除く。)で、次のいずれかに該当するものを対象として行います。</p> <p>ア 最近5年間に当該警備業務の区分(1の(1)の警備業務の区分をいう。以下同じ。)に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である</p>	<p>イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 特例措置講習</p> <p>旧資格者証を有する者であって、佐賀県内に住所を有し、又は佐賀県内の営業所に所属しているもの</p> <p>4 受講定員</p> <p>(1) 追加取得講習</p> <p>ア 1号警備業務</p> <p>10人(予定。先着順とする。)</p> <p>イ 4号警備業務</p> <p>10人(予定。先着順とする。)</p> <p>(2) 特例措置講習</p>

<p>ア 1号警備業務 40人(予定。先着順とする。)</p> <p>イ 4号警備業務 20人(予定。先着順とする。)</p> <p>5 受講申込期間、申込先等</p> <p>(1) 申込期間 ア 追加取得講習 平成19年5月9日(水曜日)から平成19年5月15日(火曜日)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>イ 特例措置講習 平成19年5月14日(月曜日)から平成19年5月18日(金曜日)までの午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 申込先及び方法 ア 追加取得講習 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課(住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)へ持参してください。</p> <p>イ 特例措置講習 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課へ持参してください。</p> <p>(3) 提出書類 ア 追加取得講習 イ 受講申込書 ロ 資格者証等の写し ハ 前記3の受講対象者に該当することを証明する次に掲げる書面 a 前記3の(1)のアに該当する者は、最近5年間に当該警備業務の区</p>	<p>分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等が作成する書面及び履歴書</p> <p>b 前記3の(1)のイに該当する者は、検定期則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し</p> <p>c 前記3の(1)のウに該当する者は、2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面</p> <p>d 前記3の(1)のエに該当する者は、旧検定期則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し</p> <p>e 前記3の(1)のオに該当する者は、旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面</p> <p>イ 特例措置講習 ロ 受講申込書 ハ 旧資格者証の写し ニ 佐賀県内に住所を有し、又は佐賀県内の営業所に所属していることを疎明する書面</p> <p>6 講習手数料等 (1) 講習手数料 いずれの講習も1号警備業務は23,000円、4号警備業務は10,000円です。 (2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講し</p>
--	---

<p>なかつた場合でも返還はできません。</p> <p>7 講習の委託 この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。</p> <p>8 その他 (1) 持参する物 講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。 (2) 問い合わせ先 佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・3034）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）</p>	<p>佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局（佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県生産振興部水産課内）において閲覧に供する。</p> <p>5 公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）の範囲 (1) 漁業権者 (2) 入漁権者 (3) 漁業権漁業の経営者 (4) 漁業協同組合関係者 (5) その他利害関係のある者</p> <p>6 公述者の注意事項 (1) 公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で平成19年5月7日までに佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局に提出しなければならない。 (2) 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができ。 (3) 公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。 (4) 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。</p>
<p>○ 海区漁業調整委員会事項</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、有明海の農林水産大臣管轄漁場における漁業の免許について、次のとおり公聴会を開催する。 平成19年4月27日 佐賀県有明海区漁業調整委員会 会長 山崎龍馬</p> <p>1 日時 平成19年5月8日(火) 午前10時</p> <p>2 場所 佐賀市西与賀町匣外821 佐賀県水産会館「大会議室」</p> <p>3 議事 のりひびび建養殖漁業の免許に係る免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区について</p> <p>4 漁場計画の内容</p>	

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年四月二十七日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

